

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第66号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

第2条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	手数料の金額
一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築しようとする場合（以下「新築」という。） 49,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出

		する場合にあっては、15,000円)
	増築し、又は改築しようとする場合(以下「増改築」という。)	73,000円(確認書等を提出する場合にあっては、21,000円)
住戸の総数(認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。)が5戸以下の共同住宅等(省令第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの	新築	113,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、25,000円)
	増改築	168,000円(確認書等を提出する場合にあっては、37,000円)
住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	180,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、40,000円)
	増改築	268,000円(確認書等を提出する場合にあっては、59,000円)
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	353,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、66,000円)
	増改築	528,000円(確認書等を提出する場合にあっては、97,000円)
住戸の総数が31戸以上50戸以	新築	630,000円(確認書等又は住

下の共同住宅等に係るもの		宅性能評価書等を提出する場合にあっては、104,000円)
	増改築	943,000円（確認書等を提出する場合にあっては、155,000円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,081,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、158,000円）
	増改築	1,620,000円（確認書等を提出する場合にあっては、235,000円）
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,997,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、266,000円）
	増改築	3,621,000円（確認書等を提出する場合にあっては、398,000円）
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	2,853,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、337,000円）
	増改築	4,278,000円（確認書等を提出する場合にあっては、504,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	3,494,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、382,000円）

	増改築	5,240,000円（確認書等を提出する場合にあっては、571,000円）
--	-----	---------------------------------------

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同項の表を次のように改める。

区分		手数料の金額
一戸建て住宅に係るもの	新築	24,500円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、7,500円）
	増改築	36,500円（確認書等を提出する場合にあっては、10,500円）
住戸の総数（変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	56,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、12,500円）
	増改築	84,000円（確認書等を提出する場合にあっては、18,500円）

住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	90,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、20,000円）
	増改築	134,000円（確認書等を提出する場合にあっては、29,500円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	176,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、33,000円）
	増改築	264,000円（確認書等を提出する場合にあっては、48,500円）
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	315,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、52,000円）
	増改築	471,500円（確認書等を提出する場合にあっては、77,500円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	540,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、79,000円）
	増改築	810,000円（確認書等を提出する場合にあっては、117,500円）
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	998,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、133,000円）
	増改築	1,810,500円（確認書等を提出する場合にあっては、

		199,000円)
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,426,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、168,500円）
	増改築	2,139,000円（確認書等を提出する場合にあっては、252,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	1,747,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、191,000円）
	増改築	2,620,000円（確認書等を提出する場合にあっては、285,500円）

第3条第2項を削る。

第5条の見出しを「（譲受人決定認定申請手数料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条第3項の規定による申請に対する認定の事務につき徴収する手数料は、管理者等選任認定申請手数料とし、その額は、当該申請1件につき、3,000円とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（容積率特例許可申請手数料）

第7条 法第18条第1項の規定による容積率の特例に係る申請に対する許可の事務につき徴収する手数料は、容積率特例許可申請手数料とし、その額は、当該申請1件につき、160,000円とする。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。